

独立行政法人放射線医学総合研究所の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成15年度年間報酬等の総額			
	千円	報酬(給与) 千円	賞与 千円	その他(内容) 千円
理事長	20,718	13,850	5,666	371 (通勤手当) 831 (調整手当)
理事 (2人)	31,654	21,898	7,867	575 (通勤手当) 1,314 (調整手当)
監事 (1人)	14,457	10,193	3,295	357 (通勤手当) 612 (調整手当)
監事 (非常勤) (1人)	1,198	1,171	0	27 (通勤手当)

4月1日就任1名

4月1日就任1名

「調整手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである

役員の退職手当の支給状況(平成15年度中の退職者の状況)

区分	支給額(総額) 千円	法人での在職期間		摘要
		年	月	
理事長				該当者なし
理事				該当者なし
理事 (非常勤)				該当者なし
監事				該当者なし
監事 (非常勤)				該当者なし

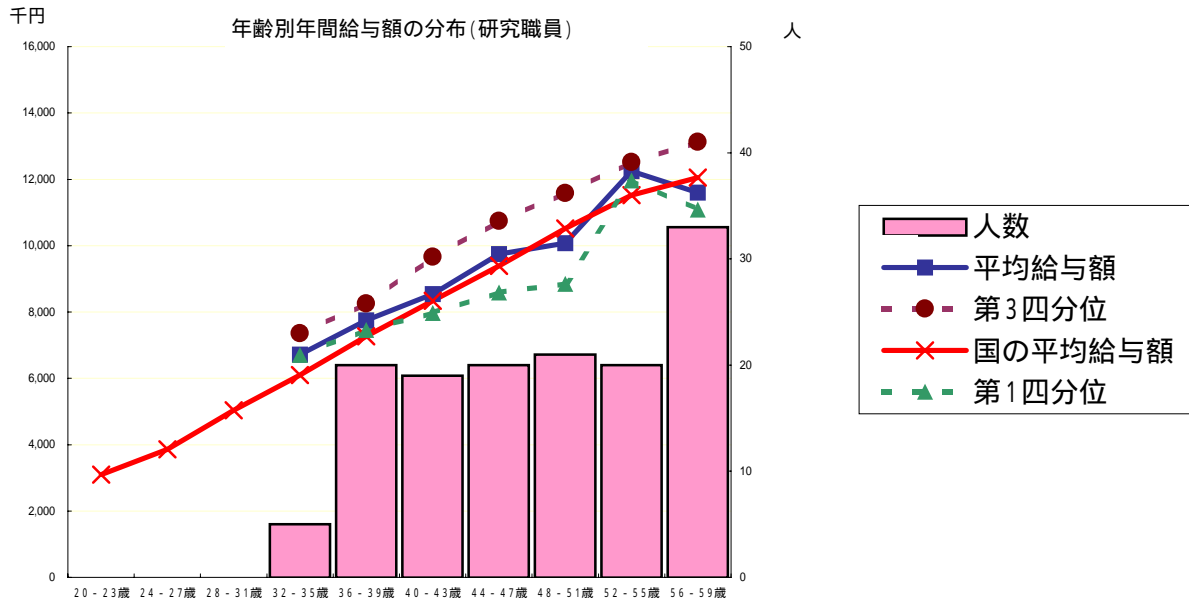
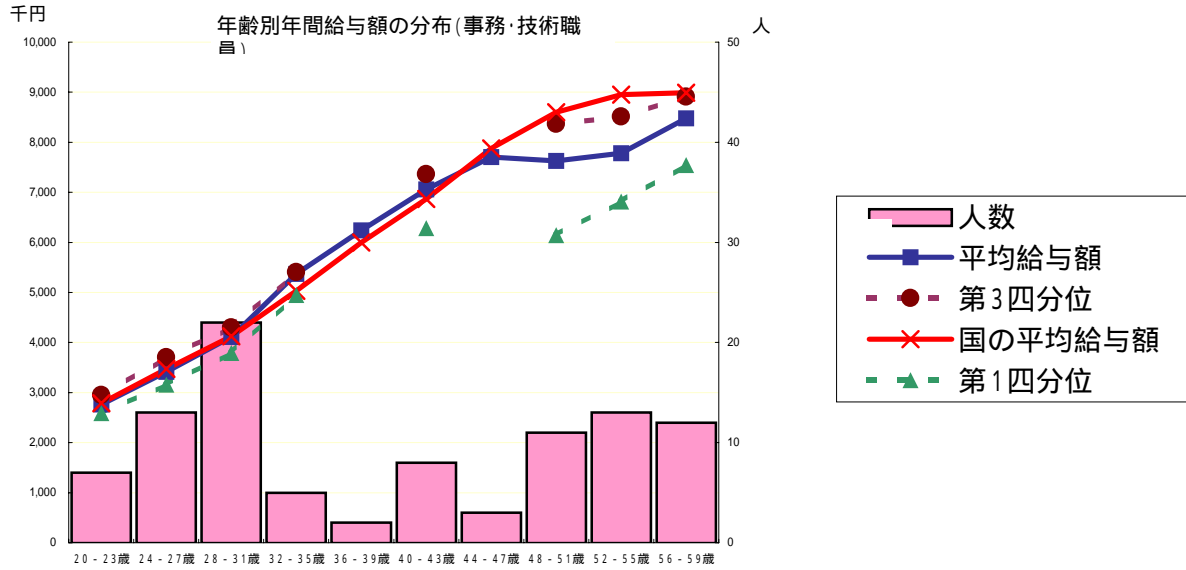
職員給与について

職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成15年度の年間給与額(平均)		
			総額	うち 所定内	うち 賞与
常勤職員	300	44.8	8,090	5,980	2,110
事務・技術	96	39.8	5,832	4,291	1,541
研究職種	138	48.6	10,037	7,410	2,627
医療職種 (医師)	17	48.6	11,570	8,779	2,791
医療職種 (技師等)	18	42.3	6,240	4,597	1,643
医療職種 (看護師)	29	42.2	5,295	3,890	1,405
技術職員	2	55.5	9,687	7,285	2,402
事務・技術及び 研究職員以外	66	44.3	7,302	5,445	1,857
在外職員	該当者なし				
任期付職員	9	36.2	6,354	4,997	1,357
事務・技術	0				
研究職種	9	36.2	6,354	4,997	1,357
再任用職員	該当者なし				
事務・技術					
研究職種					
非常勤職員	91	39	4,451	4,176	275
事務・技術	21	45.4	2,991	2,247	744
研究職種	35	36.8	5,641	5,641	0
医療職種 (技師等)	4	40.5	3,641	2,727	914
医療職種 (看護師)	5	43.7	4,610	3,465	1,145
技術職員	26	35.5	4,124	4,124	0

注:常勤職員については、在外勤務職員、任期付職員、再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員 / 研究職員)



(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ ¹⁾	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
課長	10	54.0	8,905	628	10,045
課長補佐	9	53.1	7,892	532	8,330
係長	41	43.6	5,395	413	7,365
主任	2	51.5		380	
係員	34	26.8	3,027	231	3,820

(研究職員)

分布状況を示すグループ ¹⁾	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
		歳	千円	千円	千円
部長	19	54.1	12,214	802	13,380
課長	36	51.7	10,404	720	12,249
主任研究員	72	46.1	7,970	577	9,944
研究員	9	43.8	5,827	387	6,539
センター長	2	54.5		819	

職級別在職状況等(平成15年4月1日現在)(事務・技術職員/研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員	主任・係長 一般職員	主任・係長	主任・係長
人員 (割合)	96人	8人 8.30%	10人 10.40%	21人 21.90%	14人 14.60%	6人 6.30%
年齢(最高 ~最低)		26~21歳	28~24歳	34~25歳	54~31歳	55~36歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 2,474~1,878	千円 2,990~2,177	千円 3,755~2,377	千円 5,141~3,158	千円 5,145~4,472
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 3,203~2,529	千円 3,920~2,957	千円 4,952~3,220	千円 6,963~4,286	千円 6,906~6,052

区分	6級	7級	8級	9級	10級	11級
標準的な職位	課長代理 係長	課長 課長代理	課長	課長	部長	部長
人員 (割合)	21人 21.90%	8人 8.30%	6人 6.30%	2人 2.10%	該当者なし %	該当者なし %
年齢(最高 ~最低)	57~34歳	58~51歳	57~49歳	56~45歳		
所定内給 与年額(最高 ~最低)	千円 6,136~4,584	千円 6,822~5,694	千円 7,611~6,542	千円 7,704~6,840	千円	千円
年間給与 額(最高 ~最低)	千円 8,440~6,287	千円 9,216~7,892	千円 10,334~8,905	千円 10,301~9,289	千円	千円

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究員	室・課長	部長
人員 (割合)	138人	該当者なし 0%	9人 6.50%	37人 26.80%	27人 19.60%	65人 47.10%
年齢(最高 ~最低)		~	51~32歳	59~33歳	56~38歳	59~45歳
所定内給 与年額(最高 ~最低)		千円 ~	千円 4,989~3,654	千円 6,625~4,997	千円 7,834~6,164	千円 10,076~7,476
年間給与 額(最高 ~最低)		千円 ~	千円 6,868~4,963	千円 8,899~6,706	千円 10,404~8,253	千円 14,147~10,116

賞与(15年度)における査定部分の比率(事務・技術職員 / 研究職員)
(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 該当者無し	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	(最高～最低)	(~)	(~)	(~)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 68.9	% 66.1	% 67.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 31.1	% 33.9	% 32.4
	(最高～最低)	(34.0～26.9)	(37.3～32.0)	(35.6～29.9)

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.6	% 56.9	% 58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.4	% 43.1	% 41.1
	(最高～最低)	(43.7～30.9)	(47.9～33.4)	(45.3～32.3)
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 68.5	% 65.6	% 67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 31.5	% 34.4	% 32.8
	(最高～最低)	(40.0～27.4)	(43.8～32.4)	(41.8～30.4)

職員と国家公務員の給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員 / 研究職員。ただし、在外勤務職員、任期付職員及び再任用職員を除く。)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

94.9

対全法人

87.8

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

101.0

対全法人

99.4

総人件費について

区分	当年度	前年度	比較増減	中期目標期間開始時からの増減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 3,627,746	千円 3,661,680	千円 (%) 33,934 (0.93)	千円 (%) 29,366 (0.80)
人件費 (A) + 退職手当繰入 + 法定福利厚生費)	千円 3,936,872	千円 3,970,206	千円 (%) 33,334 (0.84)	千円 (%) 24,971 (0.63)
最広義人件費	千円 4,973,798	千円 4,915,077	千円 (%) 58,721 (1.19)	千円 (%) 380,025 (8.27)

報酬・給与の考え方、改定について

1 役員報酬

平成15年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当研究所が定める役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、役員の俸給等に、文部科学省独立行政法人評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の職務実績に応じて0/100から50/100の範囲内で、理事長が定める割合を乗じた額としている。

役員報酬水準の改定内容

理事長	毎年の人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし俸給月額を約1.2%引き下げ、また期末特別手当(ボーナス)の支給割合を年間0.2月引き下げる等の改正を行った。
理事	毎年の人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし俸給月額を約1.2%引き下げ、また期末特別手当(ボーナス)の支給割合を年間0.2月引き下げる等の改正を行った。
理事(非常勤)	適用者なし
監事	毎年の人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし俸給月額を約1.2%引き下げ、また期末特別手当(ボーナス)の支給割合を年間0.2月引き下げる等の改正を行った。
監事(非常勤)	毎年の人事院勧告に準拠して、給与法に定める指定職俸給表を参考とし常勤役員の給与改正に倣い、月額を約1.0%引き下げた。

2 職員給与

人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、当研究所内にて決定された当初予算の範囲内で運用。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与法に定める職種に応じた俸給表を参考とし、毎年の人事院勧告に準拠して、給与水準を決定。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当研究所が独自に定めた個人評価の結果を基礎資料とし、職員の成績等に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格・降格及び賞与時期(6月、12月)における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。(給与法に準拠)
昇給	原則、1年間良好な成績で勤務した者には、1号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(給与法に準拠)
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ所が定める必要経験年数を有している者は上位の職務の級に決定することが出来る。(給与法に準拠) 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。(給与法に準拠)
特別昇給	特に良好な成績で勤務した者には、1号俸又は2号俸上位の号俸に昇給させることが出来る。(給与法に準拠)

ウ 平成15年度における給与制度の主な改正点

人事院勧告に準拠し、各俸給月額を引き下げ、配偶者に係る扶養手当の支給月額を引き下げ、自宅に係る住居手当を新築・購入から5年間に限定、交通機関等利用者の通勤手当については、6箇月定期券等による一括支給を基本とし55,000円まで全額支給、交通用具使用者に係る通勤手当については、距離の区分を60km以上までの区分とし最高24,500円まで支給、調整手当の異動保障の支給を異動前の在職期間が6箇月を超えることを要件化し、また、支給期間を2年間とし、2年目の支給割合を1年目の80/100に引き下げ、医師に対する初任給調整手当の引き下げ及び期末手当(ボーナス)の支給割合を年間0.25月引き下げる等の改正を行った。

法人が必要と認める事項
特になし